

「講座と資格認定に関する規約」改定について

このたび、「講座と資格認定に関する規約」を見直し、改定することにいたしました。改定の理由は、

- 1, 今年から開催される年次大会への参加やそこでの発表を更新条件の対象に含めること
- 2, 令和4年4月のAIJ認定資格の運用開始からほぼ1年経過した時点で見直した点があること

の2点です。改定の目的は、資格の更新条件を会友（有資格者）のみならずにより利用していただきやすいものにすることです。変更箇所は「講座と資格認定に関する規約」（以下、規約）第3条、第4条、第9条です。

○ 新・規約第3条、第4条について

第3条（名誉指導者）

(2) 当法人は、アドラー心理学の日本への導入と、その教育、研究、普及において全く比類のない顕著な功績があった故野田俊作、ならびにアドラーの高弟ルドルフ・ドライカーズに学び米国アルフレッド・アドラー研究所にて野田俊作の指導にあたり、日本にアドラー心理学を普及させるよう道を示した故バーナード・シャルマン博士を名誉指導者と認め、その地位を委嘱する。

第4条（創設時指導者）

当法人における本規約制定時の指導者として、故・野田俊作名誉指導者がアドラー心理学指導の後継者として推薦した、大竹優子氏と中井亜由美氏を認め、その地位を委嘱する。

第3条第2項において、従来「(2)当法人は（中略）故野田俊作、故バーナード・シャルマン博士を名誉指導者と定める。」とあったものを上記のように改めました。また、第4条において、従来「当法人における本規約制定時の指導者として（中略）大竹優子氏と中井亜由美氏を定める。」とあったものを、上記のように改めました。変更の理由は他の条文との整合のためです。

○ 新・規約第9条（2）について

(2) 資格更新希望者は当規約本条次項の更新条件に定める通り、各資格の更新に必要とされるポイント（以下、更新ポイントと呼ぶ）を期限内に取得しなければならない。更新ポイントは、AIJ年次大会への参加は半日につき1点を、AIJ年次大会における発表は1回につき2点を、2022年11月1日以降に開催したAIJ指導者またはAIJ指導者の認めた講師によるアドラー心理学講座（以下、アドラー心理学講座と呼ぶ）への参加は1時間につき1点を取得できるものとする。なお2022年11月1日以降、本規約施行前日までに参加した講座時間数については、資格更新参加証に記載された講座参加1時間分を更新ポイント1点相当に読み替えることができる。

従来は、資格更新の条件を一定の講座参加時間数としていましたが、改定後はそれに加えて、年次大会への参加も更新条件の対象に加えました。年次大会で発表された方にはさらに加算があります。それにと
も
ない更新条件を計算する際の単位を、時間数から点数（ポイント数）に変更いたしました。講座への参
加、年次大会への参加、そこでの発表にたいして、それぞれ所定のポイントを発行いたします。これらの
ポイントを定められた期間内に一定数取得していただくことで、資格更新の条件とさせていただきます。

なお講座への参加によるポイント発行は基本的に、講座当日の一日あたりの開催時間の概ね3分の2以
上出席されたとき、その開催時間分のポイントが取得できるものといたします。たとえば一日の開催時
間
が6時間の講座で2時間までの遅刻や早退をなさった場合も、3分の2以上に出席されていますので、
その日の開催時間すべてに出席された分（＝6時間分）のポイントを取得できます。ですが同じ講座を午
前
のみで早退されて出席時間が3分の2に満たない場合は、6時間分のポイントは取得できません。ただ
しその場合でも、講座の種類（内容）によっては、半日分（この場合3時間分）のポイントを取得でき
ることがあります。そうしたご都合がおありのときはお問い合わせください。

○ 新・規約第9条（3）について

（3）アドラー心理学講座を下記のA・B・C（以下、それぞれ講座A・B・Cと呼ぶ）に分類したうえで、
各資格の更新条件を以下のように定める。個々のアドラー心理学講座が下記のどの分類に該当するかは、
当法人より別途周知するものとする。

- A. 「エピソード分析」の実習及び「ライフスタイル分析」に関連する実習を含むアドラー心理学講座
- B. 「エピソード分析」の実習を含むアドラー心理学講座
- C. その他のアドラー心理学講座

「心理療法士」の資格更新には更新日前日までの5年間に、講座Aによる更新ポイント35点以上を含む、
合計50点以上の更新ポイントを取得しなければならない。

「カウンセラー」の資格更新には更新日前日までの5年間に、講座A及び講座Bによる更新ポイント35
点以上を含む、合計50点以上の更新ポイントを取得しなければならない。

「パッセージプラス・リーダー」の資格更新には更新日前日までの2年間に、講座A及び講座Bによる更
新ポイント7点以上を含む、合計10点以上の更新ポイントを取得しなければならない。

「パッセージ・リーダー」の資格更新には更新日前日までの2年間に、合計10点以上の更新ポイントを取
得しなければならない。

このうち心理療法士の資格更新対象講座は、これまでは、

「AIJの指導者または指導者の認めた講師による『エピソード分析』の実習及び『ライフスタイル分析』
に関する実習を含む講座」

としておりましたが、今回の改定では、

- A. 「エピソード分析」の実習及び「ライフスタイル分析」に関連する実習を含むアドラー心理学講座

に改めました（この A・B・C といった区分はポイントの計算を分かりやすくするために設けています）。これは、従来「ライフスタイル分析」そのものの実習（「心理療法」の実習）が含まれる講座だけを資格更新の対象としていたものを、今後は、エピソード分析の実習に加えて、たとえば早期回想や家族布置を実習で扱うなど「ライフスタイル分析」に関連する実習が含まれていれば、その講座を資格更新の対象とするものです。

同じく心理療法士の場合、従来は旧規約で定められた講座に 5 年間で 50 時間（50 点分）参加することが資格更新の条件になっておりましたが、改定後は、区分 A の講座に 35 点分参加していれば、あとの 15 点は区分 B や区分 C、あるいは年次大会への参加などによるポイントで更新申請できるようになりました。

「カウンセラー」や「パッセージプラス・リーダー」資格についても、必要な時間数（ポイント数）について同様の改定がございますので、規約本文をご確認ください。

なお、ここでの区分 A と区分 B における「『エピソード分析』の実習」とは、たとえば「カウンセリング講座」や「カウンセラー養成講座」のように、実習者がカウンセラー役になって、カウンセリングの練習を行う場合や、「パッセージ・プラス」フォロー会のように、実習者がグループのリーダー役になってコースやグループカウンセリングの練習を行う場合を指します。したがって、「基礎講座」や「特殊講義と演習」で行う実習とは異なりますのでご注意ください。

○ 新・規約第 9 条（5）について

指導者が取得している心理療法士等の資格については、指導者委嘱期間中は当規約の規定によらず無条件で更新されるものとする。

旧規約では定めなかった「指導者」が取得している資格の更新条件について、あらたに上記のように定めました。指導者委嘱期間中は新規約 9 条(1)～(4)での定めによらず資格は無条件に更新されますが、委嘱を終えた場合、以降の資格更新はそれらの規約に従うこととなります。

以上、「講座と資格認定に関する規約」改定について、旧規約から変更のあった点についてのご説明でした。本変更は令和 5 年 9 月 15 日施行とさせていただきます。

会友のみなさま、特に有資格者のみなさまにおかれましては、ご熟読のうえご理解をいただけますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

ご質問やご不明な点につきましては、会友専用サイトのフォーラム、または問い合わせフォームでのお問い合わせをお願いいたします。

令和5年9月13日

一般財団法人野田俊作顕彰財団 AIJ 理事

野田文子

大竹優子

中井亜由美